

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十二号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第五十一条」を「第五十四条又は第五十七条第一項」に改め、同号イを削り、同号ロ中「イ又は二に掲げる営業に該当するものを除く。」を削り、同ロを同号イとし、同号ハ中「イ又は二に掲げる営業に該当するものを除く。」を削り、同ハを同号ロとし、同号ニを削る。

第二十四条の見出し中「開始等」を「開始」に改め、同条中「（休止していた営業を再開したときを含む。）」を削る。

第二十六条の見出し中「休廃止等」を「廃止等」に改め、同条第一項中「休止し、」を削る。

第二十七条第一項中「（休止していた営業を再開したときを含む。）」を削る。

第二十九条中「を食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）別表の第二」を「の衛生管理その他一般的な衛生管理について、取り扱う食品の特性に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第二号から第十三号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。